

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する等の条例について
主管課	企業立地課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第6次地方分権一括法) ・地方自治法第252条の17の2第1項
<p>【改正の概要】</p> <p>1 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正</p> <p>現在、市まで移譲されている特定工場の新設の届出受理等の事務が町村に法定移譲されることに伴う改正。</p> <p>2 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止</p> <p>工場立地法の一部改正により、準則を定める権限が都道府県から基礎自治体へ移譲されることに伴う廃止。</p>	
施行日	平成29年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	